

## 定款の一部変更に関するお知らせ

2022年4月27日  
関西電力株式会社

当社は、本日開催した取締役会において、以下のとおり「定款の一部変更の件」を本年6月28日開催予定の第98回定時株主総会に付議することを決議しました。

### 1. 変更の理由

#### (1) 場所の定めのない株主総会について

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。

場所の定めのない株主総会は、遠隔地の株主さま等、多くの株主さまが出席しやすくなるなど、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えています。株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主のみなさまの利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第14条を変更します。

#### (2) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」が施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、定款第15条を変更します。

### 2. 変更内容

別紙のとおりです。

### 3. 日程

定時株主総会開催日 2022年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日 2022年6月28日（予定）

以上

別紙：変更内容（現行定款・変更定款案新旧比較表）

## 現行定款・変更定款案新旧比較表

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p><u>(招集の時期及び招集者)</u></p> <p>第 14 条 本会社の定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要がある場合に、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。</p> <p>2 前項により定めた取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p>	<p><u>(招 集)</u></p> <p>第 14 条 (第 1 項 現行どおり)</p> <p>2 (第 2 項 現行どおり)</p> <p>3 <u>本会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;本項新設&gt;</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: right;">&lt;本条削る&gt;</p>
	<p><u>(株主総会資料の電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 本会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令により、議決権の基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことが認められている事項の全部又は一部を同書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: right;">&lt;本条新設&gt;</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
	<p>附 則 (株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 変更前の定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更後の定款第15条 (株主総会資料の電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前の定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>3 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p style="text-align: right;">&lt;本条新設&gt;</p>

以 上